

小樽市都市計画マスタープラン策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法第18条の2に規定する、市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するにあたり、広く市民の意見を聴くため、小樽市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織等)

第2条 委員会の委員は、16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民の代表（市民団体）
- (3) 住民の代表（地域の代表）
- (4) 住民の代表（公募委員）
- (5) その他（関係行政機関）

2 委員としての委嘱期間は、都市計画マスタープランの策定が完了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委嘱された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を掌理し委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設部において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事その他運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年3月22日から施行する。